

「エフコート」「エフコート メディカルクール香味」の購入で税金が戻るかも  
2017年1月1日より施行

## セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)



フッ素洗口液「エフコート」「エフコート メディカルクール香味」はセルフメディケーション税制の対象品目です。  
このページでは、この[制度を活用するためのポイント](#)を紹介します。



### セルフメディケーション税制とは？

**セルフメディケーション税制**は対象となるOTC医薬品の年間購入額が**1万2,000円**を超えた場合、適用を受けられる可能性がある新しい制度です。

**従来の医療費控除**は年間の自己負担した医療費が**10万円**を超えた場合に適用される制度でしたが、今後はどちらの適用とするか対象者ご自身で選択することができるようになりました。※1

※1 従来の医療費控除と同時に利用することはできません。

#### 創設の目的

- セルフメディケーションを自発的に取り組む環境整備を行うため。
- 適切な健康管理の下で医療用医薬品との代替性が高い特定成分を含んだOTC医薬品（要指導医薬品および一般用医薬品）の使用推進を図るため。
- 健康の維持増進および疾病の予防の為に一定の取組を行っている申告者が、従来の医療費控除との選択適用を可能にするため。

**確定申告すれば、購入金額の一部が戻る可能性があります。**

### 申告対象となる人は？

以下の**3つの事項の全て**に該当する人です。

- ①所得税、住民税を納めている。
- ②1年間（1～12月）に健康の維持増進および疾病の予防への取組として申告予定者が一定の取組※2を行っている。  
※2 特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診断、がん検診
- ③1年間（1～12月）で、対象となるOTC医薬品を税込で1万2,000円を超えて購入している（生計を一にする家族の分も合算）。

### いくら税金が戻ってくるの？

扶養家族の分を含めた対象となるOTC医薬品の年間購入額（1～12月）が**1万2,000円を超えた場合、超えた部分の金額（すなわち年間購入額から1万2,000円を差し引いた金額。但し上限は8万8,000円）に申告者の税率を掛けた金額**が戻ってきます。

注意：1万2,000円を超えた金額が減税額（戻ってくる金額）になるわけではありません。

### 確定申告の方法は？

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」などを利用して、ご自宅のパソコン等で申告書を作成することができます。その年(1～12月)の確定申告の一般的な提出時期は、翌年2月16日から3月15日までです。

### 対象OTC医薬品の目印は？

①対象品目のパッケージに印刷またはシールで**共通識別マーク**が表示されます。ただし、本マークに法的義務はなく、表示されていない対象品目もあります。対象品目等の詳細は以下、厚生労働省ホームページにも記載されています。

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）について  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>



②対象品目を購入した際は**レシート（領収書）に対象品目であることが表記**されます。パッケージに共通識別マークがなくても、レシート（領収書）に表記があれば、対象品目です。

申告予定者は、1月1日～12月31日の1年間で、対象となるOTC医薬品の購入合計金額をレシート（領収書）で確認することになります。

「エフコート」はもちろん、**OTC医薬品購入時のレシート（領収書）は大切に保管しましょう！**

※ 当サイトではわかりやすくするために以下の表現しております。

「フ化物」 → 「フッ素」